

知的財産の産業横断的な強化策について

1. 産学官共創力の強化
2. 国際知財システムの構築

平成22年12月21日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. 産学官共創力の強化

1.1 主な課題と「知的財産推進計画2010」の現状

我が国の大学等の研究水準は高いが、大学等の「知」を生み出す能力を産業界による事業の成功に向けて有効活用する環境は十分に整ってはいない。

知財計画2010

目標指標(2020)

国内企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる
(約1000億円→1500億円)

主な課題

知財計画2010(抜粋)の現状 ※以下の番号は、戦略Ⅲにおける番号。

(1) イノベーションの出口イメージを共有した共同研究の場が十分でない。

15. 産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)

施設整備が進捗するとともに、実証・評価研究を支援する事業を実施している。(経済産業省)
知のプラットフォームは平成22年度より試行的実施。平成23年度概算要求中(20億円)、予算が確保される必要。(文部科学省)

(2) 大学知財本部・TLOのネットワーク化、広域化、専門化が十分に進んでいない。

18. 既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)

現行の産学官連携システムを抜本的に改革するため、国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネータ配置等を支援する事業を実施している。大学の潜在力を発揮させるよう、産学連携機能の評価の在り方を含む産学官連携の強化のための方策が必要。

(3) 大学等にとって利用しやすい特許制度となっていない。

23. 大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)

(例①出願フォーマットの自由化、②新規性喪失の例外の拡大、③アカデミックディスカウントの改善)

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会(7月)において、①国内優先権制度の活用、②学術団体・博覧会の指定制度の廃止、③特許料金の見直しについて検討。大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。

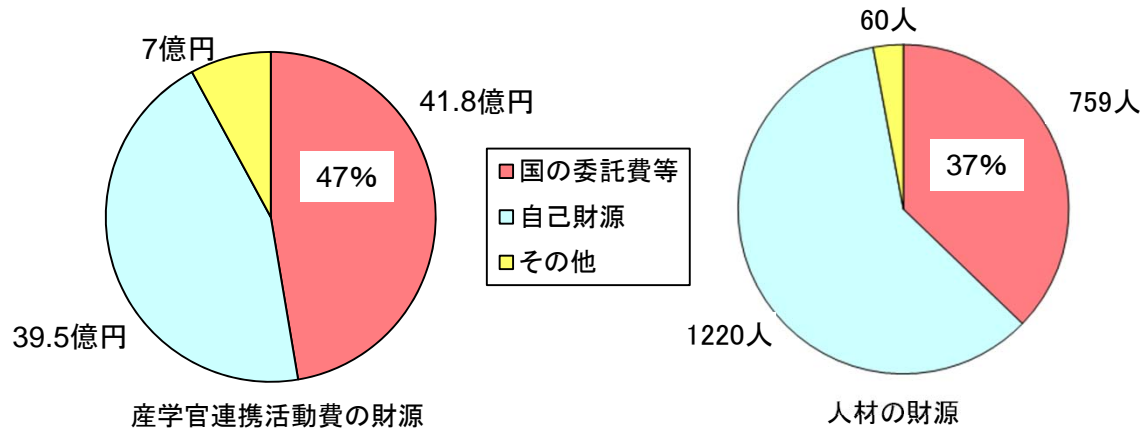
1.2 更なる検討課題(例1)

産学連携における知財マネジメントの強化、大学知財本部・TLOの再編・強化を如何に図るか。

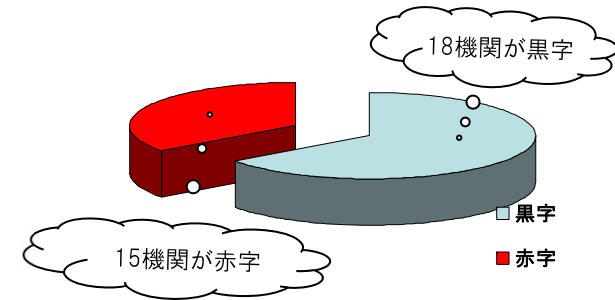
○大学等の産学官連携活動の状況

大学の基礎的な技術を実用化するまでには比較的長い年月を要する。大学等技術移転促進法の施行(1998年)から十数年経つが、大学知財本部やTLOの財務状況は厳しい状況。

大学知財本部等の産学官連携活動費及び人材の財源

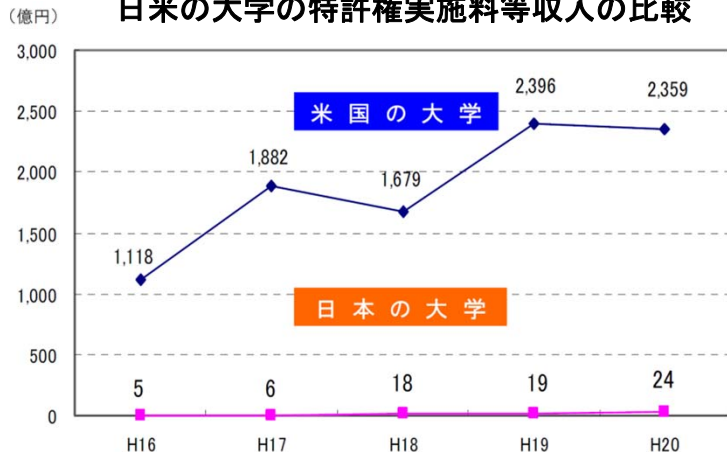


承認TLOの経常利益の状況



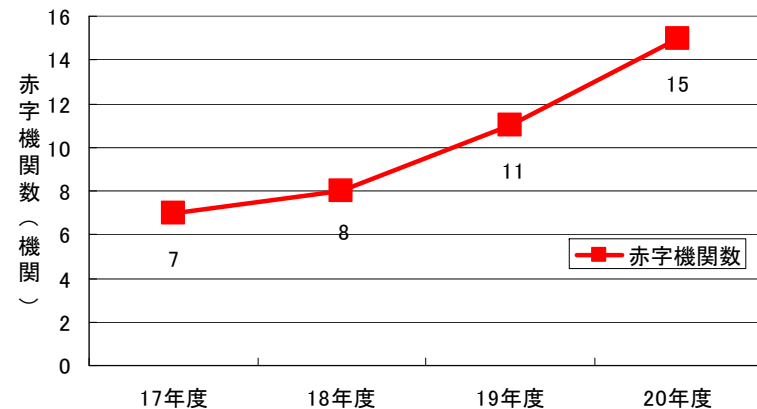
注: 調査機関は国立大学法人及び学校法人内部の承認TLOを除いた33機関。

日米の大学の特許権実施料等収入の比較



注1: 米国のデータは、AUTM Licensing Surveyより(ノウハウを除いた特許権実施料等[ソフトウェア、MTA等含む])
 注2: 日本のデータは、平成16~17年度は特許権(受ける権利を含む)のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上。平成18年度以降は全ての特許権等実施収入を含む(ソフトウェア、MTA、ノウハウ等)文部科学省大学等における産学連携等実施状況調査
 注3: 邦貨への換算はIMF為替レートによる

承認TLOの経営状況の推移



注: 調査機関数は、国立大学法人及び学校法人内部の承認TLOを除いた機関

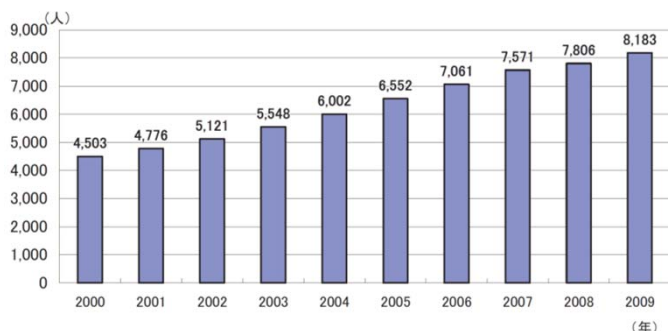
1.2 更なる検討課題(例2)

知財戦略を事業戦略と一体的に展開し、競争優位のビジネスモデルを構築できるような知的財産マネジメント人材の育成を如何に図るか。

○知的財産人材の推移

近年、弁理士数の増加が減速し、企業等の知的財産担当者数も減少傾向にある。また、経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むこと、更には知的財産を基軸とする経営・事業戦略をマネジメントすることができる人材(知的財産マネジメント人材)も十分に育成されているとは言えない。

弁理士数の推移



出典:特許行政年次報告書2010年度版

企業等の知的財産担当者数の推移

	知的財産担当者人数 (人)(注1)
2003年度	39,024
2004年度	45,505
2005年度	51,745
2006年度	47,945
2007年度	47,851
2008年度	43,262

出典:特許庁「知的財産活動調査報告書」

注1:出願の実績があった者を対象に行った調査において、企業等の産業財産権の権利取得、維持、管理、係争、庶務などに従事しているとされる者

これまでの知的財産人材に対する意見

- ・知的財産の権利化や管理業務を行う人材は増えてきていて、人材に余剰感すらあるが、知的財産を活用して競争力を強化する軍師的人材がいない。
- ・企業の経営・事業戦略をサポートする知的財産の保護や活用を図ることができる弁理士や弁護士の育成を強化すべき。
- ・経営や事業に関する知識を用いつつ、会社の知的財産戦略を他部門に対して浸透させることができる知的財産戦略スタッフの育成を強化すべき。
- ・研究現場に知財の専門性をもったスタッフがいて、普段から研究者をサポートできる体制が必要。

○知的財産教育の推移

知的財産教育は充実してきているが、知的財産の権利化に関する教育が中心であり、事業戦略で知的財産を活用する仕組み等に関する教育が十分とは言えない。

知財に関する授業科目数

	学部	研究科
2003年度	232	90
2004年度	250	130
2005年度	280	153
2006年度	295	162
2007年度	314	170
2008年度	295	178

出典:文部科学省

これまでの知的財産教育に対する意見

- ・経営・事業戦略に携わる人材が知的財産に明るくなってもらうために、経営系の人材(学生や教員を含む)に対する知的財産教育を充実すべき。
- ・知的財産教育のカリキュラムが陳腐化しているので見直すべき。ビジネスモデルを知らないで知的財産の権利化のためのクレームの書き方を学んでも意味がない。

1.3 取組の方向性(例)

- 産学連携における知的財産マネジメントの強化(既存の大学知財本部・TLOの再編強化、リサーチアドミニストレータの知的財産に関する専門知識の向上、知財プロデューサの育成と派遣)
- 経営者層への啓発を含む更なる知的財産人材育成の強化

(参考) <関係者ヒアリングにおける主な意見>

- リサーチ・アドミニストレータ(RA)は大学に根付いておらず、大学の自発的な取組みにより定着させるべき。大学にRAが皆無という訳ではなく、研究補助職や事務職の形でバラバラに存在している。そうした人材を専門職としてまとめて処遇することを検討すべき。(企業、大学研究者)
- 産学連携について結果が出てないというが、今の時点で大学知財本部をたたむような結論を出すことは良くない。大学知財本部やTLOの再編によって力を結集しつつ、産学がWin-Winの関係となるよう互いに努力していくべき。(企業団体)
- 大学発知財についてはマーケティングが出来ていないため、成功しないものが多い。(企業)
- 企業トップの知財に対する認識が依然として低い。企業経営層に対する啓発を奨励する施策を続けることが必要。(研究者)
- 知財人材の中では、企業経営と連携して知財を活用できる人材、及び、英語での交渉や標準化活動を含むグローバルな知財活動を担う人材が不足している。(企業、大学研究者)
- 企業側のほしい人材(知財をビジネス戦略に活用できる能力)と供給される人材の能力(単なる特許取得のための事務能力)とにミスマッチがあるようだ。(大学研究者)

2. 国際知財システムの構築

2.1 主な課題と「知的財産推進計画2010」の現状

我が国企業のグローバルな事業展開に応じた戦略的な知的財産の取得・活用が重要であり、これを可能とする国際的な環境整備をすることが不可欠。

知財計画2010

目標指標(2020)

- ①海外事業展開に対応してグローバルな特許を低コストかつ効率的に取得できる環境を整備し、特許の海外出願比率を高める。
 - ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する。
 - ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能率を高める(約70%→90%)

主な課題

知財計画2010(抜粋)の現状

※以下の番号は、戦略Ⅲにおける番号。

特許審査のワークシェアリングの質の向上、量の拡大を図る必要がある。

32. 特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)

特許審査ハイウェイ(PPH)の対象国を拡大(スペイン(10月))。日米欧韓中の5大特許庁の枠組みにおける国際的なワークシェアリングの促進に向けた環境整備について、出願書類のデータ形式の国際標準化については重要性の認識の共有に留まる。各システムの具体的な構成の検討を行い、設計、構築を行うことが必要。

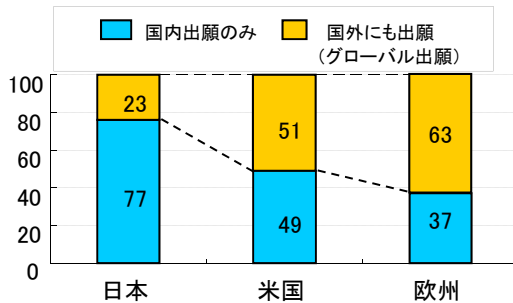
2.2 更なる検討課題(例)

- ・低コストかつ効率的にグローバルな権利保護を可能とする世界特許システムの構築を如何に図るか。
- ・特に日本企業が活躍するアジアにおいて、我が国のリードによる知財環境整備を如何に図るか。

○我が国の海外知財活動の現状

日本企業は国内特許出願重視の傾向。海外での知的財産活動に遅れ。

国内のみに出願されている特許出願割合



※ 日本は2008年、米欧は2007年の出願に基づくデータ
 ※ 欧州は欧州域外への出願の割合

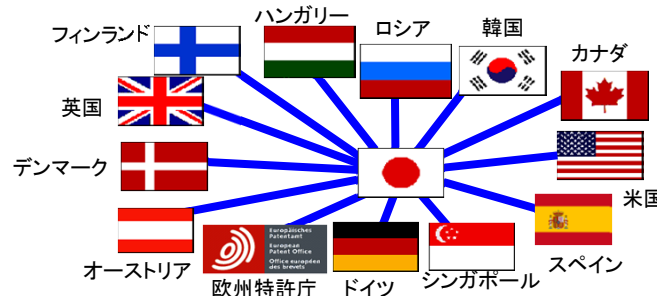
出典：特許行政年次報告書2010年度版

外国出願は、翻訳費用、各国特許庁との審査過程でのやり取りなど、高コスト。

○世界特許システムの構築

特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway)

- ・第一国で特許付与した出願について、その審査結果を利用して第二国で早期に審査を行う仕組み。
- ・現在、13の国・機関と実施中。



PPHの利用件数拡大の余地あり

- ・日本から米国へのPPH申請件数は累計で1375件(2006年7月～2009年7月)。
- ・日本からの米国への出願で米国で特許付与される件数は約3.3万件/年

- ・特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について国際段階での特許性を有するとの見解により、対応国内出願の早期審査を可能とするPCT-PPHが、日米欧で試行開始(2010年1月～)。

国際審査官協議

近年、他庁の審査結果の利用、日本の審査結果が参照される機会が増加。サーチ・審査に対する相互信頼の醸成等を図るべく審査官同士の直接的な協議が行われている。

EPO(派遣8名)、韓国特許庁(派遣2名、受入3名)、中国特許庁(受入4名)等(2009年度)

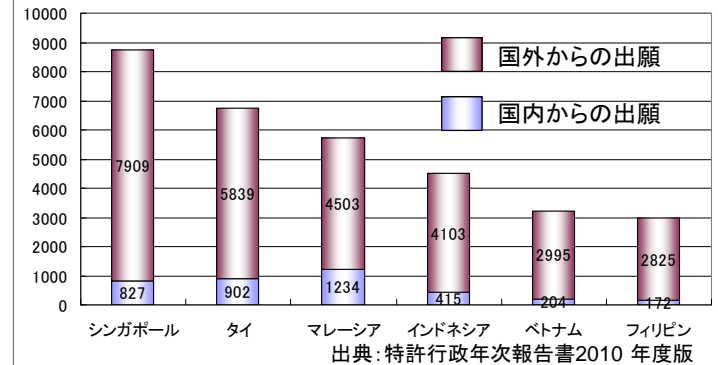
○アジアにおける知財環境整備

アセアンの特許出願状況

アセアンでは国外からの出願比率が高く、国外の審査情報が、迅速・的確な審査のために有用。

[国外出願比率]

アセアン80～90%、日本15%、韓国26%、中国33%



途上国の知的財産環境整備に向けた人材育成

アジア太平洋地域からの研修生受入れ(約220名)等知財人材育成協力を実施。また、アフリカ・後開発途上国向けの知財人材育成ファンドの活動開始。(2009年)

諸外国の動向(例、韓国)

- ・IP-Hub Korea構想(国際知的財産秩序の形成誘導)
- ・「国家知的財産委員会(知的財産政策を統括・調整)」の設置
- ・「知的財産基本法」制定の動き

2.3 取組の方向性(例)

- 企業のグローバルな知財活動の支援(翻訳負担の軽減)
- 国際的ワークシェアリング・審査協力の推進(PPHの利便性向上)
- 我が国のリードによる知財環境整備(日本特許庁のサーチ・審査結果情報の活用促進、人材育成)

(参考) <関係者ヒアリングにおける主な意見>

- 知財権のグローバルな活用という観点が弱い。製造は海外で行われているという現状を変えることはできないので、日本で生み出した知財を海外で活用して、日本に利益が還元する仕組みを考えなければならない。(大学研究者)
- アジア諸国への特許出願コストを削減するため、欧州特許のような制度をアジアでも実施すべき。また、特許審査ハイウェイもしっかりと進めてもらいたい。将来的には日本の審査結果を海外に持って行くという意味で重要。(企業、企業団体)
- PPHをさらに進めたボーダレスで、シームレスな国際特許システムの構築が求められており、日本がリードすべき。(実務家)
- 新興国で権利行使のため侵害訴訟を起こすと、特許を無効にされてしまう。訴訟には不確定な要素が多く、原告が勝てない。政府のバックアップが必要だがそれもない。(企業、実務家)
- 特許のポリスファンクションは大事。米国は1980年代に徹底して表に出してきた。研究開発投資をした人が報われるようにしなければならない。(大学研究者)
- 翻訳にお金がかかるのがきつい。機械翻訳は日英・英日はかなり精度が上がってきており、明細書の英訳や、参考文献を翻訳に使っている。中国語の翻訳はまだ精度が出ていない。クレームはしっかり翻訳するが、明細書は原文を参照することにして、参考程度に機械翻訳をつける程度で許してもらえようになればありがたい。(企業)
- 国は外国のマーケティングの支援ができないか。例えば国の出先で、現地は何を望んでいるかを調査して、分科会なりで資料を日本企業に配ってはどうか。(大学研究者)
- 標準化や知財の動向は各社が調査しているが、互いに調査内容が重複しているはず。調査内容が重複している部分は一般的な内容であり、国費で調査を行い各社に提供して欲しい。(企業)
- 海外政府等が発行している資料の日本語訳を国が提供してもらえると良い。(企業、研究者)